

2024年度 日本学生支援機構奨学金 説明資料（4月採用者用） **【給付】**

学生生活課



奨学生のしおりについて

この説明資料は、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「2024年度給付奨学生のしおり」に沿って説明しております。必ずダウンロードのうえ併せてご確認下さい。

「給付奨学生のしおり」

URL :

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/shogakushiori/index.html>



奨学生証について

■確認してください

学籍番号、氏名、給付の始期・給付の終期、
給付月額※

※進学届で自宅外通学を選択した場合も自宅外
証明書類の審査・確認が完了するまでは自宅
通学で印字されます。期日までに不備なく自宅外
証明書類を提出している場合は、6月より順次
自宅外通学の金額が反映される予定です。

■奨学生番号

奨学金に関する問い合わせ、諸手続きに必要
携帯電話や手帳にメモしましょう

奨学生採用から支給終了まで (しおりP.6)

初回振込・・・4月19日(金)



採用書類受け取り (←今ココ)



(毎年4月、10月) 在籍報告

※採用初年度は10月

※詳細についてはMicrosoft 365 (Outlook) メールでお知らせします



適格認定 (家計)



奨学生採用から支給終了まで (しおりP.6)

適格認定 (学業)



(適格となった場合) 継続



支給終了時の適格認定

→ 返還必要・不要の判定

奨学金の振込について (しおりP.9)

入金（振込）の通知等はありません。
自分で通帳記帳などにより確認してください。
6月～3月は

毎月 **11日** が入金日です。

※4月・・・21日

5月・・・16日 です。

例年問い合わせが多いので注意してください。
必要に応じて、親御さんにも連絡してください。

通学形態の変更について（しおりP.11）

「社会的擁護を必要とする人」として採用された人を除き、**通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更があった場合は、給付月額を変更する手続きが必要ですので、速やかに大学へ申し出てください。**

支給中の学籍異動について （しおりP.17～）

学籍異動（休学・退学など）が生じた場合は、所属学部事務室で手続きの後、必ず学生生活課へも申し出てください。

休学により奨学金を休止した場合、復活を申し出る必要があります（P.18）。

→ 2年を越えて休停止期間が継続すると**辞退（廃止）扱い**となります。注意！

在籍報告手続について （しおりP.23～）

毎年4月・10月：奨学金在籍報告案内

※採用初年度は10月

※詳細については、

Microsoft 365 (Outlook) のメールを必ず確認

現在の在籍状況および通学形態を確認する重要な手続きです。スカラネット・パーソナルを通じての手続が必須→手帳等の4月と10月に、「奨学金在籍報告」と記入しておいてください。

※手続きを怠ると給付奨学金の支給が止まります。

スカラネット・パーソナルについて（しおりP.36～）

機構が提供する奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができるインターネットシステムです。

◆利用にはユーザーIDとパスワードの登録が必要

必ず全員登録すること
（QRコードを読み込むと簡単です）

適格認定（学業等）について

平素の学業成績等を総合的に審査し、次年度の給付奨学金受給継続可否を判断します。

給付奨学金の「適格認定」は貸与奨学金より厳しい基準により行われます。また、支給終了時にも返還必要・不要を判定するために適格認定が行われます。

「適格認定」の結果によっては、奨学金の支給が廃止（打ち切り）または一定期間停止されることがあります。
状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

詳細は次ページ以降を参照

適格認定（学業等）について（しおりP.27～）

■適格認定の区分

●廃止：

奨学金の支給を取り止めます（給付奨学生の資格を失います）。

- ・懲戒処分による退学、除籍、無期停学又は3か月以上の停学の場合
- ・適格認定（学業）で「廃止」の判定を受けた場合

●停止：

奨学金の支給を停止します。

- ・3ヶ月未満停学又は訓告処分の場合
- ・適格認定（学業）で「停止」の判定を受けた場合

●警告：

奨学金の支給は継続しますが、学業成績が向上せず、次回の適格認定時に再度「警告」の認定となった場合は、「廃止」または「停止」となります。

適格認定（学業等）について（しおりP.27～）

■廃止（同志社大学での基準）

次の①～④のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

①修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定したこと

②修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること

③学修意欲が著しく低い状況にあると大学が判断した者。

具体的には、当該年度に登録した科目のうち、不合格科目の割合が5割を超えている場合、学修意欲が著しく低い状況にあると判断する。ただし、判断時に卒業に必要な履修条件を満たしている場合はこの限りではない。

④「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（停止の区分に該当する場合を除く）

適格認定（学業等）について（しおりP.27～）

■停止（同志社大学での基準）

以下に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

- ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2回目の警告が警告の項目②に掲げる基準にのみ該当する場合に限る。連続して3回該当する場合を除く。）

※停止に該当する者については、停止に該当した後の最初に行われる適格認定における学業成績判定の結果、学業成績が廃止又は警告の区分に定める基準に該当しないこととならない限り、支援を停止する。

適格認定（学業等）について（しおりP.27～）

■警告（同志社大学での基準）

次の①～③のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

①修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること

②休学期間を除いた学年における単年度のGPAが所属学部・学科の下位4分の1に属すること。

なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。

③学修意欲が低い状況にあると大学が判断した者（廃止の区分に該当するものを除く）。具体的には、当該年度に登録した科目のうち、不合格科目の割合が4割を超えている場合、学修意欲が低い状況にあると判断する。ただし、判断時に卒業に必要な履修条件を満たしている場合はこの限りではない。

適格認定（家計）について（しおりP.29～）

- 毎年、あなた及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定します。
- 支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。いずれの支援区分にも該当しない場合は支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給が止まります。
- 支援対象外となった場合、次年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当したら給付奨学金の振込みが再開（復活）されます。
- 支援区分の変更があり、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。

連絡はMicrosoft 365 (Outlook)を使います

奨学金に関する連絡は、大学が付与したE-mailアドレス宛 (doshisha.ac.jp) に行います。普段からE-mailをチェックするようにしましょう。

自身が日常使用するメールアドレス宛に、**大学のE-mailアドレスから転送**の設定をしてください。

また、住所変更時はDUET等で必ず**大学へ新住所**を届け出てください。

奨学金を受給する際の注意

- 学業成績が著しく不振である場合、学校内外の規律を著しく乱し、大学より処分を受けた場合等は、**給付が取りやめになること及び給付された金額の返還義務が生じます。**
- 他団体の奨学金の利用に伴い、日本学生支援機構の奨学金の利用に制限があり、支給の停止が必要である場合は通学校地の学生生活課まで申し出てください。
- 必ず、**ご自身で**、しおりを通読してください。
しおりは、給付終了まで大切に保管してください。